

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県豊橋市東幸町字東明5番地

氏 名 成和環境 株式会社  
代表取締役 豊田 能史 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊橋市長 佐原 光 一



許可の年月日 平成26年 4月25日

許可の有効年月日 平成31年 4月 9日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処分(蛍光管の破碎、脱水、破碎、破碎・圧縮・梱包、溶融)、埋立処分

### (2) 産業廃棄物の種類

#### ア 蛍光管の破碎

廃プラスチック類(廃蛍光管に限る。)、金属くず(廃蛍光管に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(廃蛍光管に限る。)

以上 3品目

#### イ 脱水

汚泥

以上 1品目

#### ウ 破碎

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8品目

#### エ 破碎・圧縮・梱包

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 1品目

#### オ 溶融

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 1品目

#### カ 埋立処分

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除



く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、ダスト類、令第2条第13号廃棄物

以上 14品目

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 蛍光管の破砕施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番551

イ 設置年月日

平成14年11月26日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(廃蛍光管に限る。)、金属くず(廃蛍光管に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(廃蛍光管に限る。)

1.6t/日 (0.20t/時間)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 脱水施設

ア 設置場所

豊橋市西七根町字松前谷39番56

イ 設置年月日

平成6年2月25日

ウ 処理能力

汚泥

8.0m<sup>3</sup>/日 (1.00m<sup>3</sup>/時間)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(3) 破砕施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番527

イ 設置年月日

平成10年10月29日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

42.32t/日 (5.29t/時間)

紙くず

21.12t/日 (2.64t/時間)



許可番号第 09640006144 号

木くず 42.24t/日 (5.28t/時間)

繊維くず 22.48t/日 (2.81t/時間)

ゴムくず 52.48t/日 (6.56t/時間)

金属くず (自動車等破砕物を除く。) 56.88t/日 (7.11t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、  
改築又は除去に伴って生じたものを除く。)・及び  
陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃  
棄物を除く。) 104.96t/日 (13.12t/時間)

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 148.72t/日 (18.59t/時間)

エ 許可年月日

平成10年10月29日

オ 許可番号

10令豊保第439-7号

(4) 破砕施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番527

イ 設置年月日

平成10年10月29日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産  
業廃棄物を除く。) 8.32t/日 (1.04t/時間)

紙くず 7.36t/日 (0.92t/時間)

木くず 6.24t/日 (0.78t/時間)

金属くず (自動車等破砕物を除く。) 12.0t/日 (1.50t/時間)

エ 許可年月日

平成10年10月29日

オ 許可番号

10令豊保第439-7号

(5) 破砕・圧縮・梱包施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番551

イ 設置年月日

平成14年11月26日

ウ 処理能力

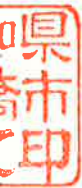
廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産  
業廃棄物を除く。) 16.8t/日 (2.10t/時間)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし



(6) 溶融施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番532

イ 設置年月日

平成12年9月16日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

8.0t/日（1.00t/時間）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(7) 埋立施設（管理型最終処分場）

ア 設置場所

豊橋市西七根町字東浜辺35番1他5筆及び同町字松前谷39番57他10筆

イ 設置年月日

昭和54年8月3日

ウ 埋立地の面積

25,355.00m<sup>2</sup>（全体面積 33,593.00m<sup>2</sup>）

エ 埋立容量

411,654.00m<sup>3</sup>

オ 埋立処分する産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類、令第2条第13号廃棄物

カ 許可年月日

該当なし

キ 許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 4月10日 更新許可

平成21年 6月15日 更新許可

平成26年 4月25日 更新許可

平成28年 9月21日 書換

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 

